

四監査第 176 号

平成22年3月10日

四国中央市長 井原 巧 様  
四国中央市議会議長 鈴木 邦 雄 様

四国中央市監査委員 後藤 光 雄

四国中央市監査委員 石川 秀 光

平成21年度行政監査の結果について（報告）  
（補助金交付事務の執行について）

地方自治法第199条第2項の規定により、平成21年度の行政監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を報告する。

行政監査結果報告書  
(補助金交付事務の執行について)

平成22年3月  
四国中央市監査委員

## 【目 次】

第1	行政監査の趣旨	1
第2	監査の概要	1
1	監査の対象	1
2	監査の期間	2
3	監査の方法	2
4	監査の概要	2
5	監査の主な着眼点	3
第3	監査の結果	3
1	改善・検討事項	3
(1)	要綱整備について	3
ア	要綱制定が必要なもの	3
イ	要綱を充実させる必要があるもの（交付要件、対象経費の費目、算定基準）	3
(2)	実績報告書について	6
ア	事業の経費内訳や具体的事業内容の明記が必要なもの	6
イ	団体の下部組織に分配された補助金等の使途や事業実績の確認が必要なもの	6
ウ	団体や事業全体に係る収支報告が必要なもの	7
エ	証拠書類の確認が必要なもの	7
オ	職員の雇用及び給与支給が確認できる書類の添付が必要なもの	8
(3)	補助金の額の確定について	8
ア	剰余金の繰越しについて精査が必要なもの	8
①	剰余金の戻入について	8
②	剰余金の基金への充当について	9
イ	補助金額の節減を検討する必要があるもの	10
(4)	同一事業に対する複数交付団体への補助金について	11
ア	同一経費の統一的な整理が必要なもの	11
イ	団体の統合を検討する必要があるもの	11
(5)	事務処理の適正化について	12
ア	適正な事務手続きに努める必要があるもの	12
(6)	補助金の返還について	13
ア	補助金の返還が必要なもの	13
2	意見	13
(1)	補助金の適正な執行について	13
(2)	交付対象団体の自立化の促進について	14
(3)	補助金の見直しについて	14
別表1	平成20年度補助金一覧表	15

## 第1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、市の事務の執行が、法令等の規定に従って適正に行われているかだけでなく、経済性、効率性及び有効性などの観点に沿って監査を実施するものである。

## 第2 監査の概要

### 1 監査の対象

補助金は、地方自治法第232条の2において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されている。その公益性は、国、県の補助制度による補助金以外は、各地方公共団体の責任において判断されることから、社会情勢の変化や時代の変遷による市民の行政ニーズに的確に対応するために、当該地方自治体における政策や施策を実施するための有効な行政ツールとして、絶えず必要性が検証・見直しされるべきである。

また、補助金は公金である以上、全ての交付対象団体及び金額の多少を問わずその予算執行において常に適正化が求められるものである。これは、国の補助金等に関して不正支出等を防止する目的で規定された「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第3条第1項において「各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当っては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。」とある。もっとも、この法律が市単独の補助金に適用されるものではないが、その適正化の理念は共通のものとして補助金の予算執行事務に努めなければならない。

更に、補助金は、役務提供等を伴わない一方的な支出であることから、毎年度交付される団体にとっては既得権益化されやすく、マンネリ化の傾向があるが、市民の税金が財源であることを行政が担う公金支出に対する説明責任の根幹と認識し、補助金が補助目的に従って使用されているか、交付条件が遵守されているか及び交付内容に応じた補助効果が確保されているかなど、行政として絶えず的確に把握されることが求められる。

四国中央市では、平成17年度予算編成において財政の危機的状況を打開するため補助金の一律20%カットという対応がなされた。また、平成18年9月には四国中央市補助金審議会により補助金のあり方について提言がなされ、補助金に関する問題点が洗い出され公益性、必要性、効果・発展性、独創性、適格性の観点から適正化へのビジョン及び方針が示された。

このような状況のなかで、平成20年9月に四国中央市人権対策協議会及び四国中央市人権教育協議会に対する補助金に係る住民監査請求が提出され、監査結果として棄却（一部却下）したが、「会計年度独立の原則に従えば、補助金等はその年度の補助対象経費に充てられるべきものであり、剰余金が発生した場合には戻入させるのが原則であるので、（中略）市民の批判や疑念を招くことがないよう透明で公正公平な財務会計処理がなされるよう望むものである。」との要望を付したところである。

補助金の執行事務は法令はもとより、条例、四国中央市補助金等交付規則及び各事業毎の要綱に従い適正かつ的確に執行されるべきである。

つまり、各補助金交付要綱等の整備、実績確認及び精算に係る事務手続の的確性が市民の誤解を払拭する唯一の担保となることは当然と考える。

以上のことから補助金の執行規範となる要綱の整備、申請から精算までの事務執行並びにその経済性、効率性及び有効性などを監査の対象とすることとし、行政監査として実施した。

## 2 監査の期間

平成21年9月14日から平成21年9月17日まで及び  
平成21年12月8日から平成21年12月18日まで

## 3 監査の方法

監査の実施に当たっては、平成20年度決算における一般会計について、国・県の補助制度に基づくもの、債務負担行為、利子補給、保険給付及びその他市単独による補助金交付実績のある全ての事業（154件）を対象とし、補助金の交付要綱等が整備されているか、精算等に係る事務処理が関係法令等に則り適正に行われているか、また、補助金の額の確定が的確に行われているか、更には交付対象となった事業の実績の確認が十分に行われているかの観点から、事前に資料の提出を求め、関係書類等の調査をするとともに必要に応じて各所管関係職員より説明を聴取するなどの方法により実施した。

## 4 監査の概要

平成20年度一般会計決算における補助金の総額は約9億2千6百万円（154件）で、一般会計総額の2.98%である。そのうち国・県の補助制度に基づく補助金は3億8千7百万円（26件）であり、債務負担行為によるもの1億3千5百万円（8件）、利子補給によるものが1千3百万円（8件）、保険給付が8百万円（2件）及びこれらを除いた市単独で交付している補助金は3億8千3百万円（110件）である。

監査対象となった部別所管補助金等の件数及び金額は次表のとおりである。

部 別	件数	金 額	率	内 訳									
				国県の助成制度に基づくもの		債務負担行為		利子補給		保険給付		市単独	
				件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
総務企画部	11	68,743,000	7.42%	0	0	1	15,164,000	1	227,000	0	0	9	53,352,000
財 務 部	1	1,208,294	0.13%	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1,208,294
市民環境部	15	66,681,173	7.20%	2	45,954,000	0	0	0	0	0	0	13	20,727,173
福祉保健部	28	301,259,320	32.53%	9	76,496,121	5	113,429,764	1	24,750	1	47,085	12	111,261,600
産業活力部	60	392,038,947	42.34%	11	235,927,846	2	6,392,103	6	13,163,837	0	0	41	136,555,161
建 設 部	3	871,000	0.09%	1	40,000	0	0	0	0	0	0	2	831,000
教育委員会	34	92,706,078	10.01%	3	28,787,400	0	0	0	0	1	7,784,771	30	56,133,907
消 防 本 部	2	2,616,000	0.28%	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2,616,000
総 計	154	926,123,812	100.00%	26	387,205,367	8	134,985,867	8	13,415,587	2	7,831,856	110	382,685,135

※ 産業活力部農林水産課「水産共同利用施設整備事業補助金」については、区分を債務負担行為とし川之江分3,696,000円を計上した。

※ 教育委員会学校教育課「通学費補助金」については、区分を単独とし新宮小中学校分828,000円を国県の補助制度に基づくものに計上した。

部別所管補助金では、金額及び件数ともに産業活力部所管が最も多く392,038,947円で60件、その内金額では産業支援課所管の256,360,374円（11件）、件数では農業振興課所管の21件（32,594,632円）が最も多かった。

補助金に関する事務については、法令その他に定められるもののほかは、四国中央市補助金等交付規則において必要事項や事務手続きが定められており、補助金執行の規範規定となっている。この規則に沿って所管により各補助対象事業に係る補助金交付要綱を制定し、又は交付決定の際に条件等を付すなどにより執行されている。

補助金の一般的な事務の流れは、交付対象団体から申請書の提出があり、所管による申請内容及び金額等の審査を経て交付決定がなされ、補助対象事業等が終了した後、交付対象団体から提出を受けた実績報告に基づき実施状況及び収支状況等の確認・審査を行い、補助金の額が確定され交付指令により交付対象団体から補助金の請求を

受けて確定交付されている。

しかし、運営費的補助事業等の通年性の事業に関しては、事業が完了する前に概算払いで交付される場合が多く、事業完了後実績報告により実施状況及び収支状況等の確認を経て精算行為を行っている。

## 5 監査の主な着眼点

- (1) 補助金交付要綱等が整備されているか。
- (2) 補助金交付手続きは適正に行われているか。
- (3) 効果的かつ効率的な補助事業の執行に努めているか。

## 第3 監査の結果

今回監査を実施した結果、次のとおり改善・検討すべき点が認められたので、各所管においてはこれらの事項に留意し、適正かつ的確な執行事務に一層努められたい。

なお、改善・検討すべき点が認められた補助金は154件中113件(73.4%)であり、次のとおりである。

### 1 改善・検討事項

#### (1) 要綱整備について

##### ア 要綱制定が必要なもの

地方自治体における補助金支出根拠は、地方自治法、地方自治法施行令に規定されており、国・県の助成制度に基づくものに関してはそれぞれの補助金交付要綱等により、又それ以外の市単独補助金に関しては四国中央市補助金等交付規則により交付手続及び予算執行の適正基準が定められている。更に、各補助対象事業ごとに補助事業等の目的及び内容、補助対象経費その他必要な事項を個別に定められた根拠規定である要綱(一部規則等)により適正に執行されるものである。

しかし、この要綱が交付決定及び補助金の額の確定根拠となり、所管の補助金執行手続における審査基準となるものであるが、各補助事業ごとの要綱が定められていないものが多数見受けられた。

補助金交付要綱等を定めることにより、交付対象団体に対し補助の目的、内容、交付要件、補助対象経費、その費目及び補助金額算定基準が明確化されるとともに補助事業の適正化が図られるものである。また市民に対して補助金執行事務の透明性や公平公正の確保に資することになる。

よって、各所管においては四国中央市補助金等交付規則による交付手続及び予算執行の適正基準と上記の要件を満たす要綱を制定されたい。

別表中番号	4、13、14、15、16、17、24、33、34、39、40、43、44、45、51、52、53、54(5万円以下でも必要)、68、69、71、72、75、85(農村創造塾)、99、105(単年度事業でも必要)、116、120、133、136、153
-------	--

##### イ 要綱を充実させる必要があるもの(交付要件、対象経費の費目、算定基準)

補助金は一般的に特定の用途に使用される役務提供を伴わない一方的な給付金であるから、特定の用途以外の使用は認められないのが大原則である。補助金の用途を特定する方法としては、公益性、目的、内容及び費用対効果などの観点に基づき総合的な判断により、必要かつ適正な経費を規定することが必要である。

しかし、要綱は制定されているものの、補助金の交付要件、対象経費の費目、算定基準に関する事項が定められていないものが多数見受けられた。

これらの重要事項の定めがなければ、補助金そのものが曖昧模糊となり、所管

の交付決定行為等において判断基準の不存在から恣意的判断に陥り適正を欠いてしまう可能性が生じる。また交付対象団体においても曖昧さ故に誤った解釈に陥り結果的に不正受給の要因ともなりかねない。

よって、補助金の適正な執行を市民に担保するためには、これらの重要事項を明確に規定することが必要条件であると考えるので、各所管においては四国中央市補助金等交付規則による交付手続及び予算執行の適正基準と上記の趣旨に沿って要綱の充実を図りたい。

別表中番号	改善・検討事項
8	対象経費の費目、算定基準の規定なし。要綱中第10条は概算交付が適当。
9	対象経費の費目、算定基準の規定なし。要綱中第10条は概算交付が適当。
11	対象経費の費目、算定基準の規定なし。
26	対象経費の費目、算定基準の規定なし。
27	対象経費の費目、算定基準の規定なし。補助金額算出方法（人件費・事務費〇〇・事業費〇〇に対する何割等）が不明確。
28	対象経費の費目、算定基準の規定なし。
29	対象経費の費目、算定基準の規定なし。
30	対象経費の費目、算定基準の規定なし。
31	対象経費の費目、算定基準の規定なし。
35	決定通知書に「愛媛県に納入した時に交付があったものとします。」とあるが、要綱上請求事項がない。
38	対象経費の費目、算定基準の規定なし。
46	対象経費の費目、算定基準の規定なし。要綱中第12条第1項が前条と矛盾している。
56	対象経費の費目、算定基準の規定なし。
57	対象経費の費目、算定基準の規定なし。
58	対象経費の費目、算定基準の規定なし。
59	対象経費の費目、算定基準の規定なし。
60	対象経費の費目、算定基準の規定なし。
61	対象経費の費目、算定基準の規定なし。
62	対象経費の費目、算定基準の規定なし。
63	対象経費の費目、算定基準の規定なし。
67	対象経費の費目、算定基準の規定なし（三島観光協会補助金については要綱での執行が望ましい）。
70	対象経費の費目、算定基準の規定なし。
73	対象経費の費目、算定基準の規定なし。
74	対象経費の費目、算定基準の規定なし。

76	対象経費の費目、算定基準の規定なし。
78	対象経費の費目、算定基準の規定なし。
79	対象経費の費目の規定なし。
81	対象経費の費目、算定基準の規定なし。
83	対象経費の費目、算定基準の規定なし。
84	対象経費の費目、算定基準の規定なし。
85	対象経費の費目の規定なし。
92	対象経費の費目の規定なし。
95	対象経費の費目、算定基準の規定なし。要領上、事務手続規定の充実が必要。
98	乳牛改良事業は実質事業主体が JA であるので、補助対象団体として一致するよう要綱を見直す必要がある。対象経費の費目の規定なし。
102	対象経費の費目、算定基準の規定なし。
107	対象経費の費目、算定基準の規定なし。
108	対象経費の費目の規定なし。
109	対象経費の費目の規定なし。
110	対象経費の費目の規定なし。
111	対象経費の費目の規定なし。
112	対象経費の費目の規定なし。
113	対象経費の費目の規定なし。
121	対象経費の費目、算定基準の規定なし。
122	対象経費の費目、算定基準の規定なし。
123	対象経費の費目、算定基準の規定なし。
125	対象経費の費目、算定基準の規定なし。
129	対象経費の費目、算定基準の規定なし。
132	対象経費の費目、算定基準の規定なし。
134	対象経費の費目、算定基準の規定なし。
137	対象経費の費目、算定基準の規定なし。
138	対象経費の費目、算定基準の規定なし。
139	対象経費の費目、算定基準の規定なし。
140	対象経費の費目、算定基準の規定なし。
141	対象経費の費目、算定基準の規定なし。
142	対象経費の費目、算定基準の規定なし。
143	対象経費の費目、算定基準の規定なし。
145	対象経費の費目、算定基準の規定なし。



146	無形文化財に関する対象経費の費目が不明確。
147	無形文化財に関する対象経費の費目が不明確。
148	対象経費の費目、算定基準の規定なし。
149	対象経費の費目、算定基準の規定なし。
150	対象経費の費目、算定基準の規定なし。
151	対象経費の費目、算定基準の規定なし。
152	対象経費の費目、算定基準の規定なし。
154	対象経費の費目、算定基準の規定なし。

## (2) 実績報告書について

### ア 事業の経費内訳や具体的事業内容の明記が必要なもの

実績報告書が交付対象団体から提出されることにより、補助金額の確定並びに事業内容、目的及び事業効果に関する審査が行われるものである。

しかし、この実績報告書による収支決算書に支出経費の概括的な記載しかなく、補助金使途の所在が不明確なものが見受けられた。

補助金の適切な使途を確認・審査するためには、例えば消耗品費や印刷製本費等の費目別の記載により、その内訳において具体的な実績内容及び使途金額の単価、件数等の明細まで明示されることが必要と考える。また、四国中央市において補助事業の大多数を占める補助金以外の収入がある交付対象団体の場合は、各費目別の内訳において更に補助金充当分の金額仕分けがなされることにより、補助金使途の所在を明確にすることができると思われる。

よって、補助金使途の所在を明確にすることは、市民への誤解のない分かりやすい情報公開が可能となり、行政に対する不信感の払拭に資することから、**経費、費目別の内訳明細や件数、人数等の具体的な事業内容が明らかな実績報告書の提出を求められたい。**

別表中番号	8、9、11、13、14、15、16、17、24、26、28、29、30、31、34、46、56、57、58、59、60、61、62、63、67、68、69、76、83、84、85、98、99、108、109、110、111、112、113、116、122、123、133、134、137、138、139、141、142、146、147、148、149、150、153、154
-------	--

### イ 団体の下部組織に分配された補助金等の使途や事業実績の確認が必要なもの

交付対象団体の中には、その下部組織に対し助成金又は分配金等を支出している場合があるが、実績報告書の収支決算書において総額としての金額記載や概略的な事業報告に留まり、補助金の使途や事業実績を明確に検証する上で下部組織の経理及び事業内容等が不明瞭なものが大多数見受けられた。

本来であれば、所管において四国中央市補助金等交付規則第17条第1項の規定及び各補助金交付要綱の規定に従って現地検査が必要なところであるが、少なくとも交付対象団体が自らの責任として下部組織の事業実績の提出を受け、その経理及び事業内容等の的確な把握に努めるよう行政が指導することにより、不適切な補助金受給の防止に寄与するとともに、充当された補助金の末端まで使途を明確化し、適正な補助金の執行を市民に担保することになると考える。

よって、**下部組織に対する助成金又は分配金等として充当された補助金の使途や事業実績内容の報告書を交付対象団体の実績報告書と併せて提出することを求**

められたい。

ただし、上記「ア事業の経費内訳や具体的事業内容の明記が必要なもの」の趣旨によって補助金使途の仕分けがなされ、補助金以外の収入をもって下部組織への助成金又は分配金等に充てる場合は除く。

別表中番号	13、14、17、24、28、29、30、33、42、69、72、98、99、138、139、143、148、149、150
-------	--

#### ウ 団体や事業全体に係る収支報告が必要なもの

交付対象団体に補助金以外の収入がある場合は、補助対象経費に対する充当順位として先ず補助金以外の収入をもって可能な範囲で充当し、不足分について補助金分を充当する方法を基本とすべきであると考え。これは、補助金の既得権益化・依存傾向にある団体に対し、自立化を促進するための意識改革の必要性が補助金行政に問われ、マンネリ化した補助金行政の特定団体への視点から広く市民全体に対する責任ある視点へのシフトチェンジが問われる時代であることを強く認識しなければならない。更に、公益上必要な補助金は公平性・効率性において適正に執行されるべきであり、社会情勢の変化や時代の変遷への対応能力を持ち、市民のニーズに的確に答えることができるぶれのない行政スタンスでなければならない。

つまり、会費収入、事業収入、他の助成金及び事業委託金等の収入がある場合には、市の補助金よりも優先して団体の自主財源を事業に充当可能なものはないか、また繰越金が発生していないか等を、交付対象団体の全体の経理から確認することが望ましい。

しかし、交付対象団体の運営費又は事業費の一部に対する経費を補助対象とする場合で、提出された収支決算書に団体や事業全体の経理状況ではなく、補助対象経費分のみでの決算によって実績報告がなされているものが見受けられた。

よって、補助対象経費の収支とともに運営又は事業全体の収支決算書を併せて求めた上で、上記「ア事業の経費内訳や具体的事業内容の明記が必要なもの」の趣旨によって補助金使途の仕分けがなされた収支決算書の提出を求められたい。

別表中番号	13、14、15、122
-------	--------------

#### エ 証拠書類の確認が必要なもの

補助金の交付が確定交付又は概算交付を問わず、その事業についての対象経費等が明らかにされ、更に補助金の使途が明確で算出基準に沿った収支決算書が提出されていても、実績報告書に基づいて補助金の額の決定を行うための執行事務を適正なものにするためには、その使途の正当性を証明する証拠書類（支出伺書、請求書、納品書、領収書、預金通帳、総勘定元帳等）の確認・審査が必要であることは当然であると考え。

しかし、証拠書類の確認がなされたかどうか不明なものが多数見受けられた。

よって、本来であれば原本等による確認が必要であるが、少なくとも日付、正当な債務・債権者名、金額・内訳等が明記された領収書又は契約書等のコピーでの提出を収支決算書と併せて受け、適正に確認されたい。

別表中番号	4、8、11、22、24(研修事業)、26、27、28、29、34、36、38、41、45、49、50、56、58、59、60、61、62、67(川之江・土居)、70、73、74、79、80、81、83、85、87、108、109、110、111、112
-------	---

**オ 職員の雇用及び給与支給が確認できる書類の添付が必要なもの**

補助金の使途が交付対象団体の運営費的経費である人件費に充当されている場合には、給与等の支払状況等を証明する証拠書類があつてはじめて補助金の額の決定を行うための確認・審査が適正なものになり、補助金使途の正当性が明らかとなる。

しかし、証拠書類の確認がなされていないものが見受けられた。

よって、給与、手当、福利厚生及び社会保険関係等の支払明細書等の少なくともコピーでの提出を収支決算書と併せて受け、適正に確認されたい。

別表中番号	27、36、38、67(三島観光協会)、78、99(三島土地改良区・土居土地改良区)
-------	--

**(3) 補助金の額の確定について**

**ア 剰余金の繰越しについて精査が必要なもの**

**① 剰余金の戻入について**

補助金の支出に関しては当然会計年度独立の原則が適用される。地方自治法施行令第143条第1項第4号の規定により、交付対象団体の事業の完了後支出する補助金は、当該事業の履行があつた日の属する年度に支出すべきものであり、当該年度事業に対する補助金の支出は原則当該年度のみである。

しかし、運営費的又は事業費的補助金を問わず交付対象団体の収支決算書において、当該年度に剰余金が発生したにもかかわらず、精算行為を行わず次年度会計に繰越して経理されているものが多数見受けられた。また、繰越金が数年度に渡り累積され、補助金額を遥かに超えるものも見受けられた。

剰余金の精査が的確に実行されなければ、交付対象団体の会計年度独立の原則に反した補助金依存傾向は解消されず漫然とした補助金交付行政の弊害を助長するものとなり、団体の自立化への妨げにもなりかねない。社会情勢の変化や財政健全化の観点からも団体の創意・工夫による自立化促進への助言・指導が市民の負託に答える責任として行政に問われるところである。

また、会計年度独立の原則の例外としては、継続費の逐次繰越、繰越明許費及び事故繰越の三つがある。当該年度の補助金の剰余金を繰越すことが必要な事由は、この三つの場合に該当するか否かで判断されるべきである。

しかし、交付対象団体において次年度事業の経費に充当するとの事由により剰余金を繰越金として経理しているものが多数見受けられた。

次年度当初等に予定される事業経費に充当するため繰越金として経理することは、正当な補助金の充当とは判断しがたく地方自治法上認められがたいと解釈される。

よって、補助金の剰余金は当該会計年度において精算行為により戻入されたい。また、新年度当初等に予定される事業においては一連の補助金交付手続事務の迅速化を図り、年度当初の概算交付により対応されるよう努められたい。

ただし、交付対象団体の収入状況によっては剰余金の戻入金額決定に差異が生じると考える。全額補助金で経理されている場合は剰余金の全額となるのは当然である。また、補助金以外に会費収入、事業収入、他の助成金及び事業委託金等により経理されている場合は、「(2)ウ団体や事業全体に係る収支報告が必要なもの」の趣旨により原則として補助金が充当される対象経費に他の収入が優先的に充当可能かどうかを十分検討された上で剰余金を精査し、戻入金額を決定されたい。

## ② 剰余金の基金への充当について

「（１）イ要綱を充実させる必要があるもの（交付要件、対象経費の費目、算定基準）」で述べたとおり補助金交付要綱における対象経費の規定が曖昧であることから、対象経費の範囲を拡大解釈し剰余金の経理として交付対象団体が設ける基金等に積立金として補助金が充当されているものが見受けられた。

しかし、その基金等の目的・内容は交付対象団体の緊急安定的なプール金や、数年後に予定される事業に係る資金の積立金等であり、補助金以外の収入により充当された基金は別として、本来公益上の必要性があるのであれば、別事業として市の直接事業又は補助事業として執行するべきかどうか検討された上で予算化されるべきものである。

よって、補助金分に係る剰余金の基金等への充当は、使途の公益性及び公平性に関して不透明性を招く要因ともなることから、**会計年度独立の原則をクリアした補助対象事業として認定できるかどうかを厳密に検討されたい。**

別表中番号	改善・検討事項
4	①剰余金の精査がされていない（全額補助）。
8	①他の収入の優先的充当について精査の検討。
9	①他の収入の優先的充当及び次年度事業への充当について精査の検討。
13	①他の収入の優先的充当について精査の検討。
14	①他の収入の優先的充当について精査の検討。
15	①他の収入の優先的充当について精査の検討。
16	①剰余金の精査がされていない（全額補助）。
17	①他の収入の優先的充当について精査の検討。
26	①他の収入の優先的充当について精査の検討。
28	①他の収入の優先的充当について精査の検討。 ②全国大会積立金への補助金充当経費の有無及び内訳が明らかでない。
29	①他の収入の優先的充当について精査の検討（剰余金多大）。
30	①他の収入の優先的充当について精査の検討。
31	①他の収入の優先的充当について精査の検討。
34	①他の収入の優先的充当について精査の検討。
42	①他の収入の優先的充当について精査の検討。
46	①他の収入の優先的充当について精査の検討。
56	①他の収入の優先的充当について精査の検討。
57	①他の収入の優先的充当について精査の検討（剰余金多大）。
62	①他の収入の優先的充当について精査の検討。
63	①他の収入の優先的充当について精査の検討。基金から繰入あり。
67	①他の収入の優先的充当について精査の検討。四国中央市三島観光協会について次年度桜まつり事業への繰越。

	②四国中央市川之江観光協会について観光事業安定化基金への補助金充当経費の有無及び内訳が明らかでない。
68	①他の収入の優先的充当について精査の検討。 ②周年事業準備金への補助金充当経費の有無及び内訳が明らかでない。
69	①他の収入の優先的充当について精査の検討。
70	①他の収入の優先的充当について精査の検討。
71	②コスモスサミット参加積立金の補助金充当経費の有無及び内訳が明らかでない（剰余金＝積立金ではないか）。
72	①他の収入の優先的充当について精査の検討。 ②派遣事業積立金の補助金充当経費の有無及び内訳が明らかでない。
73	①他の収入の優先的充当について精査の検討。
74	①他の収入の優先的充当について精査の検討。
84	①他の収入の優先的充当について精査の検討。
85	①他の収入の優先的充当について精査の検討。
98	①他の収入の優先的充当について精査の検討。
107	①他の収入の優先的充当について精査の検討。
116	①他の収入の優先的充当について精査の検討。
133	①他の収入の優先的充当について精査の検討。
134	①他の収入の優先的充当について精査の検討。
137	①他の収入の優先的充当について精査の検討。
138	①他の収入の優先的充当について精査の検討。
139	①他の収入の優先的充当について精査の検討。
140	①他の収入の優先的充当について精査の検討。
143	①他の収入の優先的充当について精査の検討。
145	①他の収入の優先的充当について精査の検討。
147	②天皇丸挽舟御船歌保存会について奉納祭用幟等準備のための積立金会計へ繰出金あり（剰余金＝積立金ではないか）。各団体に記念事業、前年度繰越金等の積立金会計あり。
149	①他の収入の優先的充当について精査の検討。
151	①他の収入の優先的充当について精査の検討。
153	①他の収入の優先的充当について精査の検討。

#### イ 補助金額の節減を検討する必要があるもの

交付対象団体の経理における収入形態の如何を問わず、繰越金額が補助金額とほぼ同額かそれ以上の補助金については、補助金額の節減を検討すべきである。また、補助金交付要綱で対象経費が曖昧なため、社会情勢の変化に対応できていないことと併せて社会通念上疑念を抱かれる飲食代や慣例化した研修旅行費等へ

の充当が見受けられた。また、納税貯蓄組合補助金については四国中央市平成20年度実施行政評価（平成19年度実施事業分）事務事業評価結果総合評価では今後縮小の方向性が示されている。

よって、交付対象団体に対し経費節減の努力を促し、社会通念上の許容範囲を見極める客観性の育成・指導を行いながら補助金額の節減に努められたい。

別表中番号	改善・検討事項
11	補助金に対する繰越金の額が99%に達している。みなと祭実行委員会への支出がなく整合性に欠ける。
12	四国中央市平成20年度実施行政評価（平成19年度実施事業分）事務事業評価結果総合評価では今後縮小の方向性が示されている。
24	経費節減の検討が必要。
27	補助金に対する繰越金の額が207%に達している。
29	補助金に対する繰越金の額が193%に達している。
31	補助金に対する繰越金の額が161%に達している。
38	市の単価との整合性の観点から経費節減の検討が必要。
40	補助金に対する繰越金の額が593%に達している。
54	補助金に対する繰越金の額が13,351%に達している。
57	補助金に対する繰越金の額が455%に達している。
75	補助金に対する繰越金の額が188%に達している。
85	補助金に対する繰越金の額がJA茶業部2,050%に達している。
99	補助金に対する繰越金の額が三島土地改良区741%、土居土地改良区1,590%に達している。
154	経費節減の検討が必要。

#### （４）同一事業に対する複数交付団体への補助金について

##### ア 同一経費の統一的な整理が必要なもの

複数の交付対象団体に対する同事業の補助金の中には、各交付対象団体の地域性及び個性的な事業内容であることから、補助対象経費の統一性に欠け公平性の観点から疑義があるものが見受けられた。

よって、要綱を整備するとともに、公平公正で統一的な基準の指導及び徹底を図られたい。

別表中番号	11、59
-------	-------

##### イ 団体の統合を検討する必要があるもの

補助金執行に関し効率性の観点から常に問題になるのは、同事業による旧自治体から継続する各団体に対する執行のあり方である。これは、各団体相互の問題ではあるが組織の統合による効率性のアップを最大限発揮することにより、補助金の公平性はもとより経済性、効率性及び有効性が促進されることは勿論のことであると考ええる。

よって、四国中央市合併6年を経過しようとする中で各団体の組織機構改革の

機運が希薄化しつつある現在、同事業の各団体に統合の機運を維持・促進するため助言・指導に一層努められたい。

別表中番号	8、9、13、14、15、67、99、121
-------	------------------------

(5) 事務処理の適正化について

ア 適正な事務手続きに努める必要があるもの

補助金執行事務の書類において初歩的な誤りや不備があるものが見受けられた。事務処理に関しては、四国中央市補助金等交付規則により交付手続及び予算執行の適正基準が定められている。具体的には補助金交付申請書、請求書等の日付、金額の記載がないもの又は申請者名に不備があるもの、概算払での交付であるが、概算払申請書がないもの、確定交付指令書の日付が実績報告書の前になっているもの等であるが、これらは執行事務処理における内部統制の機能不全が窺われるので、所管においては交付規則に従って適正な事務処理に鋭意努められたい。

別表中番号	改善・検討事項
12	申請書及び請求書に日付、金額等の記載なし。
22	申請書及び請求書に金額等の記載なし。
45	概算払申請書なし。
46	精算命令書起票日3月31日で額確定は4月3日。
55	申請書及び請求書に日付の記載なし。
56	実績報告書日付3月31日で精算交付指令書日付3月25日。
59	川の江栄町商店街振興組合への補助金について概算交付指令書様式第6号であるが7号が適正。交付請求書及び実績報告書の申請者団体名なし。
72	概算交付申請書なし。概算交付指令書様式第6号であるが8号が適正。
80	交付対象団体が要綱と申請者不一致。
85	農村創造塾への補助金について概算交付申請書なし。
90	交付指令書文中申請日付誤り。
91	交付指令書文中申請日付誤り。
97	交付指令書文中申請日付誤り。
98	交付指令書文中申請日付誤り。
99	概算交付申請、交付指令なし。
101	実績報告により補助金額が決定してからの交付指令がない。
106	要綱第9条補助金交付指令書なし。
107	要綱第9条補助金交付指令書なし。
117	本郷中生活排水路について着手届及び請求書の指令書日付誤り。請求書の着手完了年月日不備。
122	実績調書第9号様式は不明(三島高等学校)。様式第4号の文書中

	「決定」の文字なし(川之江高等学校)。
127	決定通知書の申請日付誤り。
133	概算交付申請書、概算交付指令書（四国中央市補助金等交付規則第11条に係る概算交付申請書、概算交付指令書）なし。
134	適用補助金交付要綱には交付対象団体として明記されていない。
153	概算交付申請、交付指令なし。

## (6) 補助金の返還について

### ア 補助金の返還が必要なもの

別表中番号	改善・検討事項
119	要綱上補助金額算定方法は千円未満切捨てであるが、中組地区自主防災組織へ52,500円を支出している（平成21年10月2日500円返納済）。

## 2 意見

### (1) 補助金の適正な執行について

補助金は、交付対象団体にとって既得権化、依存化及びマンネリ化しやすく、交付申請に基づき交付決定された補助金は（他の収入がある場合でも優先的に）使い切るのが当然であるとの意識から、最少の経費で交付対象事業として最大の効果を上げるといふ本来の公金の使命が希薄化し、行政側においても予算要求及び執行そのものが慣例化しやすく、予算の範囲内で執行されていれば公金支出に問題はないという意識から、補助金執行事務の最終段階における精算手続である補助金の額の確定に係る法令、規則及び補助金交付要綱に規定された（的確に規定されていることが前提）交付要件、対象経費の費目、算出基準に基づく十分な確認・審査及び検査が行われていないのが現状である。これは、各改善・検討事項で指摘したとおりである。

また、交付対象団体である上部団体からその下部組織に対する助成金又は配分金等がある場合でも、下部組織に対する補助金使途の所在に係る執行状況の確認・審査は、上部団体により適切に把握されたものと鵜呑みにし収支決算書等による形式的な数的整合性のみで留まっている。しかし、上部団体が十分に下部組織に対する補助金に係る確認・審査及び検査を行っているかは不透明で確証がなく、所管において実態把握が十分なされていないのが現状である。

補助金が適正的確に執行されているか検証するためには、提出された実績報告書及び証拠書類等の確認・審査のみではその内容が客観的に検証できない場合には、四国中央市補助金等交付規則第17条第1項の規定に基づき交付対象団体に対し実地検査を行うことが必要であり、下部組織への助成金又は配分金等がある場合には、改善・検討事項（2）イで述べた内容を踏まえた上で、その下部組織に対しても同様に行うことを望むものである。

そうすることにより四国中央市自治基本条例第18条第2項の趣旨でもある「透明性の確保」の前提条件が整えられると考える。

つまり、市民に対して適正な補助金執行を保障し、交付対象団体の既得権化、依存化及びマンネリ化を防止するとともに、補助効果の的確な把握の証として補助金行政の慣例化を防止することとなる。



## (2) 交付対象団体の自立化の促進について

自治体における自己決定や自己責任が求められている中で、多様化及び複雑化する社会情勢の変化に対応するため責任ある行政としての自立並びに交付対象団体としての自立を双方向性で成立させることにより協働のまちづくりが実現すると考える。

本来補助金は、行政以外の団体等が行う事業や活動を支援するために公金を支出するものであり、補助対象事業の実施は行政の事業ではないため、交付対象団体の事務局業務を所管が取扱うことは、極力避ける必要がある。

しかし、交付対象団体の事務局業務を所管が取扱っている場合が多く見受けられ、内部統制が十分機能せず適正な補助金執行への検証及び改善意識の障害になっている実態があるので、交付対象団体が行政依存から脱却し自立化に向けて、自主運営能力の育成等の助言、指導を積極的に行いながら事務局業務の移譲を図ることを望むものである。

## (3) 補助金の見直しについて

四国中央市においては行政評価システムを平成19年度に試行導入し、平成20年度（平成19年度実施事業）に本格導入されホームページ上で公開されているが、この事務事業評価がマネジメントシステムとして機能し各補助事業の見直しにフィードバックされることを望むものである。

また、各所管においても長期にわたる補助金を交付しているものについては、社会情勢及び経済状況の変化等に対応したものとなっているか、終了期限を設定できないかなどの評価、検討が必要であり、全額補助事業については交付対象団体の自己努力による相応の負担が可能ではないか、運営費的補助交付対象団体の組織体制や事業内容等の見直しによる経費の節減が可能ではないかなどのアプローチからより一層の精査を望むものである。

別表1 平成20年度補助金一覧表

(単位:円)

1 / 4

No.	所管		補助金名	平成20年度決算額	区分
	部別	課別			
1	総務企画部	総務課	生活交通バス路線維持・確保対策事業補助金	36,970,000	単
2	〃	〃	地区集会所等整備事業補助金	7,230,000	単
3	〃	〃	防犯灯設置費補助金	819,000	単
4	〃	〃	四国中央警察署交番・駐在所連絡協議会補助金	200,000	単
5	〃	企画課	NPO法人設立・運営支援補助金	100,000	単
6	〃	〃	若者定住事業補助金	227,000	利
7	〃	〃	まちづくり活動支援事業補助金	1,143,000	単
8	〃	〃	川之江国際交流協会補助金	1,200,000	単
9	〃	〃	四国中央市国際交流協会補助金	5,610,000	単
10	〃	〃	ケーブルテレビ施設整備事業補助金	15,164,000	債
11	〃	人事課	職員福利厚生補助金	80,000	単
12	財務部	収税課	納税貯蓄組合補助金	1,208,294	単
13	市民環境部	環境衛生課	交通安全協会川之江地区連合会補助金	340,000	単
14	〃	〃	伊予三島交通安全連絡協議会補助金	440,000	単
15	〃	〃	土居交通安全協会補助金	160,000	単
16	〃	〃	交通安全母の会補助金	44,000	単
17	〃	〃	交通安全活動推進委員協議会補助金	120,000	単
18	〃	〃	浄化槽設置整備事業補助金	44,614,000	国
19	〃	〃	休廃止鉱山鉱害防止事業補助金	1,340,000	国
20	〃	生活清掃課	資源ごみ回収奨励補助金	11,209,510	単
21	〃	〃	生ごみ処理容器等設置補助金	644,700	単
22	〃	〃	地域清掃補助金	3,532,800	単
23	〃	〃	ごみステーション整備事業補助金	920,000	単
24	〃	〃	環境保全協議会補助金	1,360,000	単
25	〃	水道課	簡易水道事業等補助金	299,000	単
26	福祉保健部	社会福祉課	民生児童委員協議会補助金	18,018,000	国
27	〃	〃	社会福祉協議会運営費補助金	75,413,000	単
28	〃	〃	保護司会補助金	1,486,000	単
29	〃	〃	更生保護女性会補助金	223,000	単
30	〃	〃	遺族会補助金	850,000	単
31	〃	〃	傷痍軍人会補助金	210,000	単
32	〃	〃	災害援護資金貸付金利子補給金	24,750	利
33	〃	〃	心身障害者団体連合会補助金	2,544,000	単
34	〃	〃	若竹家族会補助金	120,000	単
35	〃	〃	心身障害者扶養共済制度掛金補助金	11,617,021	国
36	〃	〃	精神障害者小規模通所授産施設運営事業補助金	10,000,000	国
37	〃	〃	自動車運転免許取得・改造費補助金	100,000	国
38	〃	〃	四国中央市人権対策協議会補助金	25,150,000	単
39	〃	高齢介護課	シルバー人材センター補助金	17,960,000	国
40	〃	〃	ゲートボール協会補助金	64,000	単
41	〃	〃	敬老会事業補助金	4,377,600	単
42	〃	〃	老人クラブ等補助金	5,346,000	国
43	〃	〃	共楽園整備事業補助金	52,416,621	債
44	〃	〃	シルバー人材センター施設整備事業補助金	13,474,085	債
45	〃	子ども課	3歳児学級活動費補助金	64,000	単
46	〃	〃	母子寡婦福祉連合会活動費補助金	760,000	単
47	〃	〃	母子家庭自立支援給付金事業補助金	17,600	国
48	〃	〃	日本スポーツ振興センター保険給付金	47,085	保
49	〃	〃	一時保育促進事業補助金	8,737,500	国

別表 1

(単位:円)

2 / 4

No.	所管		補助金名	平成20年度決算額	区分
	部別	課別			
50	福祉保健部	こども課	延長保育促進事業補助金	4,700,000	国
51	〃	〃	乳児保育所こども村建設事業補助金	21,938,366	債
52	〃	〃	乳児保育所こころ整備事業補助金	12,726,952	債
53	〃	〃	みしま乳児保育園建設事業補助金	12,873,740	債
54	〃	保健推進課	食品衛生事故防止活動補助金	48,000	単
55	〃	〃	不妊治療助成金	1,609,163	単
56	産業活力部	産業支援課	四国中央地区労働者福祉協議会補助金	910,000	単
57	〃	〃	商工会議所補助金	6,940,000	単
58	〃	〃	中小企業相談所指導事業補助金	340,000	単
59	〃	〃	商店街活性化対策補助金	1,501,000	単
60	〃	〃	宇摩地区キー産業振興協議会補助金	1,020,000	単
61	〃	〃	伊予水引協同組合補助金	400,000	単
62	〃	〃	伊予手漉和紙振興会補助金	480,000	単
63	〃	〃	紙まつり補助金	4,800,000	単
64	〃	〃	中小企業振興資金融資保証料補給金	9,335,374	利
65	〃	〃	基幹産業振興事業補助金	200,000,000	国
66	〃	〃	企業立地促進事業交付金	30,634,000	単
67	〃	観光交流課	観光協会補助金	11,099,000	単
68	〃	〃	磐座太鼓保存会補助金	560,000	単
69	〃	〃	みなと祭補助金	3,000,000	単
70	〃	〃	湖水まつり補助金	1,300,000	単
71	〃	〃	コスモス感謝祭補助金	1,150,000	単
72	〃	〃	太鼓祭り補助金	2,560,000	単
73	〃	〃	マス釣り大会補助金	90,000	単
74	〃	〃	あじさい園管理費補助金	1,500,000	単
75	〃	〃	物産協会補助金	200,000	単
76	〃	〃	収穫祭補助金	400,000	単
77	〃	〃	生垣設置奨励補助金	57,000	単
78	〃	農業振興課	新居宇摩農業共済組合補助金	3,960,000	単
79	〃	〃	地域営農推進事業補助金	6,420,000	単
80	〃	〃	雑柑類品種更新事業補助金	160,000	単
81	〃	〃	銘品づくり事業補助金	120,000	単
82	〃	〃	農作業支援促進事業補助金	510,000	単
83	〃	〃	疎水感謝祭補助金	510,000	単
84	〃	〃	産業祭補助金	3,280,000	単
85	〃	〃	各種団体補助金 (お茶生産者、農業後継者、土居町4H、赤石五葉松、農業やろう、三島農村創造塾の6本)	452,000	単
86	〃	〃	中山間地域等直接支払交付金	8,566,620	国
87	〃	〃	愛媛水田農業経営確立対策事業補助金 (2本)	671,000	国
88	〃	〃	次代を担う若い農林漁業就業促進事業補助金	240,000	国
89	〃	〃	農業経営基盤強化資金利子補給金	1,378,166	利
90	〃	〃	農業近代化資金利子補給金	572,879	利
91	〃	〃	農林漁業振興資金利子補給金	316,603	利
92	〃	〃	特別栽培米乾燥調整費補助金	700,000	単
93	〃	〃	えひめ農林水産物ブランドづくり推進事業補助金	200,000	国
94	〃	〃	産地ステップアップ支援事業補助金	686,000	国
95	〃	〃	鳥獣害防止対策総合支援事業補助金	126,000	国
96	〃	〃	ミライセンター建設事業補助金	2,696,103	債
97	〃	〃	公害対策事業補助金	539,261	単
98	〃	〃	市酪農振興会補助金	490,000	単

別表 1

(単位:円)

3 / 4

No.	所管		補助金名	平成20年度決算額	区分
	部別	課別			
99	産業活力部	農林水産課	土地改良事業推進補助金	2,240,000	単
100	〃	〃	県単土地改良事業補助金	16,924,350	国
101	〃	〃	市単土地改良事業補助金	35,529,900	単
102	〃	〃	森林振興指導事業補助金	2,520,000	単
103	〃	〃	青年の山償還利子補給金	9,136	利
104	〃	〃	森林整備地域活動支援交付金	5,688,850	国
105	〃	〃	木質ペレット利活用促進事業補助金	250,000	国
106	〃	〃	流域育成林整備事業補助金	2,575,026	国
107	〃	〃	水産振興協議会補助金	530,000	単
108	〃	〃	土居漁業協同組合補助金	360,000	単
109	〃	〃	漁場環境整備事業補助金	1,920,000	単
110	〃	〃	中間育成事業補助金	3,240,000	単
111	〃	〃	内水面稚魚放流事業補助金	730,000	単
112	〃	〃	魚まつり補助金	280,000	単
113	〃	〃	川之江漁協水産まつり補助金	280,000	単
114	〃	〃	漁業近代化資金等利子補給金	1,551,679	利
115	〃	〃	水産業共同利用施設整備事業補助金	6,539,000	債
116	建設部	建設課	ラブリバー推進協議会補助金	320,000	単
117	〃	〃	生活環境整備事業補助金	511,000	単
118	〃	建築住宅課	木造住宅耐震診断補助金	40,000	国
119	消防本部	総務警防課	自主防災組織結成補助金	652,500	単
120	〃	〃	消防団員福祉共済補助金	1,963,500	単
121	教育委員会	学校教育課	奨学会補助金	400,000	単
122	〃	〃	高校定時制補助金	240,000	単
123	〃	〃	特別支援教育育成会補助金	2,010,000	単
124	〃	〃	通学費補助金	1,064,029	単
125	〃	〃	緑の少年団育成補助金	200,000	国
126	〃	〃	通学費補助金	1,877,010	単
127	〃	〃	自転車購入費補助金	569,400	単
128	〃	〃	総合体育大会等出場補助金	5,169,325	単
129	〃	〃	緑の少年団育成補助金	40,000	国
130	〃	〃	幼稚園就園奨励費補助金	27,719,400	国
131	〃	〃	通園費補助金	108,000	単
132	〃	〃	私立幼稚園運営補助金	1,800,000	単
133	〃	〃	市民会議補助金	320,000	単
134	〃	〃	学校保健協会補助金	526,017	単
135	〃	〃	日本スポーツ振興センター保険給付金	7,784,771	保
136	〃	〃	地域米利用米飯給食対策補助金	3,442,126	単
137	〃	生涯学習課	P T A 連合会補助金	848,000	単
138	〃	〃	婦人会補助金	1,600,000	単
139	〃	〃	愛護班連絡協議会補助金	680,000	単
140	〃	〃	ボーイスカウト補助金	30,000	単
141	〃	〃	青年団補助金	76,000	単
142	〃	〃	ふるさとづくり推進事業補助金	4,278,000	単
143	〃	〃	体育協会補助金	18,770,000	単
144	〃	〃	やまじ風スポーツ財団補助金	4,148,000	単
145	〃	〃	スポーツ少年団補助金	494,000	単
146	〃	文化図書課	文化財保存整備補助金	144,000	単
147	〃	〃	無形文化財保存振興補助金	120,000	単

別表 1

(単位:円)

4 / 4

No.	所管		補助金名	平成20年度決算額	区分
	部別	課別			
148	教育委員会	文化図書課	民俗芸能保存会補助金	144,000	単
149	〃	〃	文化協会補助金	1,168,000	単
150	〃	〃	県展移動展補助金	96,000	単
151	〃	〃	俳諧の里土居俳句大会補助金	80,000	単
152	〃	〃	少年少女合唱団補助金	60,000	単
153	〃	人権啓発課	人権擁護委員協議会補助金	200,000	単
154	〃	〃	県人権教育協議会四国中央支部補助金	6,500,000	単
計				926,123,812	

※ 産業活力部産業支援課「地域元気商品券発行事業補助金」は平成21年度へ繰越しているため対象としなかった。